

新型インフルエンザ
(H5N1等) 対応
業務継続計画

平成23年3月22日

改正平成25年7月23日

大阪家庭裁判所

目 次

第1 基本的な考え方	
1 目的	1
2 本計画の適用範囲	1
3 他の業務継続計画との関係	1
4 実施体制	1
(1) 平常時の体制	1
(2) 発生時の体制	1
第2 業務継続計画の前提となる被害状況等の想定	2
第3 発生時の業務体制等	
1 業務継続の基本の方針	3
2 業務の分類	4
(1) 発生時継続業務	4
(2) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）	4
3 新型インフルエンザ発生時の執務体制の確保	4
(1) 指揮命令系統の確保	4
(2) 人員計画等の作成	4
4 業務継続計画の発動・運用	5
(1) 第一段階（海外発生期）	5
(2) 第二段階（国内発生早期）	5
(3) 第三段階（拡大期、まん延期、回復期）	5
(4) 第四段階（小康期）	5
第4 業務継続のための執務環境の確保	
1 物資・サービスの確保	7
2 事業者への要請	7
3 食堂・売店等の営業	7
第5 感染防止策の徹底	7
第6 業務継続計画の維持・管理等	
1 関係機関との調整	7
2 教育	7
3 改善	7

第1 基本的な考え方

1 目的

新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年の周期で発生しているところ、新型インフルエンザに対しては、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影响が生じると懸念されている。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制して健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破たんに至らせないことが必要である。

裁判所は、新型インフルエンザ発生時においても、国民の権利の実現、各種の紛争解決、刑罰法令の適正な実現その他の裁判所の機能を最低限維持することが求められる。

本計画は、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）において作成された「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成21年8月7日）」（以下「政府のガイドライン」という。）を踏まえ、強毒性の新型インフルエンザ（H5N1型等）発生時においても、想定される社会・経済の状況に応じて、裁判所が求められる機能を維持し必要な業務を継続できるよう、適切な対策を講ずるために策定するものである。

2 本計画について

本計画は、最高裁判所における「新型インフルエンザ（H5N1等）対応業務継続計画（平成22年11月2日）」を踏まえた上で、大阪家庭裁判所の実情や地域の事情を反映して策定したものである。

3 他の業務継続計画との関係

大阪家庭裁判所においては、平成24年5月に大規模地震を想定した「大阪家庭裁判所業務継続計画」を策定したところである。同計画と本業務継続計画とでは、非常時における制約のある状況において、継続すべき優先業務を特定し、裁判所の機能を維持するという目的やその実現のための方法などの点で共通する要素もあるが、大規模地震と新型インフルエンザでは、被害の地理的な範囲、被害が継続する期間、被害への対応など異なる要素が多いことから、本業務継続計画は、大規模地震を想定した業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定するものである。

4 実施体制

(1) 平常時の体制

新型インフルエンザの発生に備え、事務局等において、関係機関とも連携を図り、情報収集に努める。

(2) 発生時の体制

大阪家庭裁判所においては、新型インフルエンザが発生した場合には、その対策等を推進するとともに、業務継続の組織体制の構築と指揮命令系統を明確化するた

めの意思決定機関として、所長を委員長とする対策委員会（別紙1）を設置する。

第2 業務継続計画の前提となる被害状況等の想定

新型インフルエンザの流行規模や被害規模は、病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点での予測することは困難である。関係省庁対策会議が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画（平成21年2月改訂）」においては、過去に発生した新型インフルエンザの流行状況や被害規模等を参考に、罹患者は全人口の25%，医療機関の受診者は1300～2500万人、死者は17～64万人に上ると推計し、事業所においては従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、最大で従業員の40%程度が欠勤するほか、社会・経済にも大きな影響が出るものと想定している（表1のとおり）。そして、一つの流行の波が約2か月間続き、その後流行の波が2～3回あると想定している。

新型インフルエンザ発生時における裁判所の業務継続計画を検討するに当たっても、上記のような被害状況等の想定と異なる想定をすべき事情はない。

したがって、本計画は、上記のような被害状況等の想定を前提として策定するものである。

表1 社会・経済状況の想定（例）

発生段階	想定される社会・経済状況
海外で 発生の疑い	<ul style="list-style-type: none">帰国者が増加、出張や旅行の自粛国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加
第一段階 (海外発生 期)	<ul style="list-style-type: none">帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生出張や旅行の自粛国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加食料品・生活必需品に対する需要が増加マスク、消毒液等の需要が増加
第二段階 (国内発生 早期)	<ul style="list-style-type: none">発熱相談センターや119番への電話が急増国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが急増発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求めれる動き
第三段階	<ul style="list-style-type: none">インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来訪するなど、

(拡大期、まん延期、回復期)	<p>混乱が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務資源（医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等）の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現 学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大 公共交通機関の利用者が減少した地域では運行本数が減少 電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持 <p>※ 政府の新型インフルエンザ対策上の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性 感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤が増加（最大4割程度） 経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用情勢が悪化
第四段階 (小康期)	<ul style="list-style-type: none"> 社会が安定し始める 経済活動が一部正常化

第3 発生時の業務体制等

1 業務継続の基本の方針

裁判所は、新型インフルエンザ発生時において、利用者や職員の生命・健康を守りつつ、最低限の機能を維持するため、新型インフルエンザ発生時にも継続が必要な業務を絞り込み、人的資源を集中させるとともに、感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断する。

具体的には、裁判所は、新型インフルエンザ発生時において、利用者や職員の生命・健康を守るため、新型インフルエンザ対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ対策業務」という。）を最優先に実施するとともに、最低限の機能を維持するために必要な業務（以下「一般継続業務」といい、新型インフルエンザ対策業務と併せて「発生時継続業務」という。）を継続することとし、その他の業務（発生時継続業務以外の業務）は、縮小し、又は中断する。

そこで、裁判所の業務を、「発生時継続業務」（新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務）と「発生時継続業務以外の業務」に分類し、「発生時継続業務以外の業務」には優先順位をつける。

その上で、新型インフルエンザ発生時において、発生時継続業務を適切に継続できるよう、必要な人員等を確保する。特に人員については、国内において新型インフルエンザが発生した際に、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、

その要員を発生時継続業務に従事する職員の代替要員として確保する。

2 業務の分類

(1) 発生時継続業務

ア 新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザ対策に関する業務であり、新型インフルエンザの発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するものである。

具体的には、利用者や職員の生命・健康を守るとともに、指揮・命令系統を維持して最低限の機能を維持するために必要な以下の業務がこれに該当する。

- ・ 新型インフルエンザに関する情報収集・分析、その連絡調整等の業務
- ・ 感染防止対策業務（庁舎管理等）
- ・ 人員体制、発生時継続業務等に関する指揮・命令等の業務
- ・ 国民に対する業務の状況の周知、利用者等からの問い合わせへの対応等

イ 一般継続業務

政府のガイドラインにおいては、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものとされている。

大阪家庭裁判所においては、最低限の機能を維持するため、緊急性が特に高い業務（別紙2）を一般継続業務とする。

(2) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）

政府のガイドラインにおいては、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務であり、業務の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先の観点から一定期間の縮小又は中断がやむを得ないものとされている。

大阪家庭裁判所においては、発生時継続業務以外の業務についても、緊急性や国民の権利利益に与える影響の大きさに応じて、優先順位を第1順位から第3順位まで付け（別紙2）、優先順位の低いものから縮小又は中断する。

3 新型インフルエンザ発生時の執務体制の確保

(1) 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザが発生した場合における各部課等の権限代行者を別紙3のとおりとする。

(2) 人員計画等の作成

大阪家庭裁判所において、新型インフルエンザ発生の第三段階における業務を適切に継続するために必要な最低限の人員は別紙4を目安とし、人員計画を策定する。

当該計画は、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足等による都合で出勤困難となる可能性のある職員や基礎疾患を有するため出勤困難となる可能性の

ある職員等を考慮するほか、勤務庁以外への応援体制も視野に入れて策定する必要があることから、新型インフルエンザの発生に備え、職員からの届出に基づき、人員計画策定のために必要な情報を把握する。

4 業務継続計画の発動・運用

大阪家庭裁判所は、政府の新型インフルエンザ対策本部が第一段階（海外発生期）を宣言した場合には、速やかに業務継続計画を発動する。業務継続計画に基づく業務体制等の実施は、流行の各段階に応じて行う必要があるため、以下において各発生段階における一応の運用を示すこととする。しかし、これは一つの目安にとどまり、新型インフルエンザの流行規模や被害規模は、病原性や感染力等に左右されるものである上、地域の事情も異なることから、業務継続計画の運用については、実情等を踏まえて柔軟に行う。

(1) 第一段階（海外発生期）

第一段階では、直ちに大阪家庭裁判所の業務に対して影響が生じることは考えにくいが、国内で発生する場合に備え、大阪家庭裁判所において対策委員会を設置し、新型インフルエンザに関する情報収集に努め、業務継続計画に修正等を加える必要性の有無について検討し、縮小又は中断する業務や縮小内容等の方針について関係機関に周知するなどして、第二段階に移行した場合に備える。

(2) 第二段階（国内発生早期）

政府の新型インフルエンザ対策本部が第二段階（国内発生早期）を宣言した場合には、実情等に応じて、発生時継続業務以外の業務のうち優先順位の低い業務を縮小又は中断することを検討し、特定の部署で欠勤者が多数となった場合には応援体制をとることも検討する。また、発生した新型インフルエンザの病原性や感染力等が不明である場合には、これらが重篤な場合を想定して早期にいったん縮小又は中断し、その後、状況を踏まえて縮小又は中断の見直しを検討する。

なお、実情等によっては、さらなる対策を講じることも検討する。例えば、地域において感染が拡大している場合、近隣の行政機関等が新型インフルエンザの流行を理由に業務を縮小又は中断している場合、大阪家庭裁判所の複数の職員が罹患し、裁判所内での感染が疑われる場合などは、第三段階における業務体制に移行することを検討する。

(3) 第三段階（拡大期、まん延期、回復期）

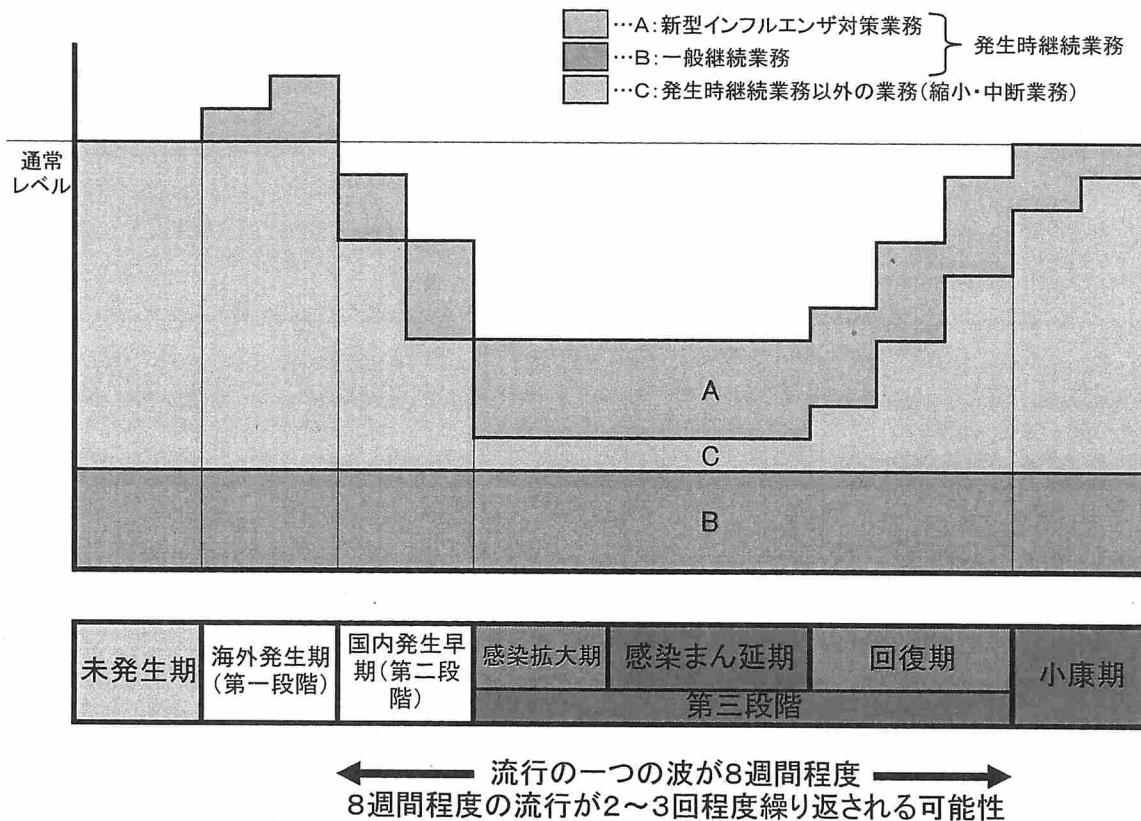
政府の新型インフルエンザ対策本部が第三段階（拡大期）を宣言した場合には、発生時継続業務以外の業務を縮小又は中断し、発生時の業務体制に移行する。

(4) 第四段階（小康期）

政府の新型インフルエンザ対策本部が第四段階（小康期）を宣言した場合には、通常の業務体制への復帰を検討する。業務の拡大・再開等については、地域における感染状況等を踏まえ、柔軟に判断することとする。

また、小康状態の後の第二波、第三波に備え、必要に応じて業務体制の見直し等を検討する。

○ 新型インフルエンザ発生時の事業継続の時系列イメージ



第4 業務継続のための執務環境の確保

1 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等の発生時継続業務を適切に継続するために必要な物資・サービスをリストアップするとともに、物資については必要に応じて備蓄する。

2 事業者への要請

上記1の物資・サービスを提供する事業者（委託業者）に対し、業務継続のための協力を要請する。当該事業者による物資・サービスの提供が困難である場合には、代替策を検討する。

3 食堂・売店等の営業

大阪家庭裁判所の庁舎内で営業する食堂や売店等については、周辺地域における新型インフルエンザの感染状況、食堂等の利用状況、周辺の施設の状況を考慮した上で、営業を継続するか否かを検討する。

第5 感染防止策の徹底

発生時継続業務を適切に継続するため、新型インフルエンザに関する基本的な知識等を職員及びその家族に周知徹底するとともに、「新型インフルエンザ感染防止対策のためのガイドライン」（平成21年5月最高裁判所事務総局人事局能率課作成）及び「新型インフルエンザ感染防止対策について（第3版）」（平成25年7月23日大阪家庭裁判所作成）を参考の上、感染防止策を徹底する。

第6 業務継続計画の維持・管理等

1 関係機関との調整

業務継続計画の実行に際しては関係機関との連携が不可欠であるから、関係機関及び大阪高等裁判所との調整を十分に行う。

2 教育

業務継続計画の実効性を高めるため、職員に対し、平常時から同計画の周知に努め、業務継続等の重要性を認識させる。特に新型インフルエンザ対策業務に従事する職員に対しては、研修等を通じて必要な知識等を習得させる。

3 改善

新型インフルエンザに関する新しい知見が得られた場合や、教育等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の見直しを行う。

別紙1

大阪家庭裁判所新型インフルエンザ対策委員会等 構成員

【対策委員会】

委員長	所長
委員長代理	事務局長
委員	首席家裁調査官 家事首席書記官 少年首席書記官 総務課長 人事課長 会計課長

【ワーキングチーム】

* 事務局次長
家事訟廷管理官
少年訟廷管理官
首席部総括主任家裁調査官
総務課課長補佐
人事課課長補佐
会計課課長補佐
堺支部庶務課長
岸和田支部庶務課長

*はチーフ

※ 対策委員会は、業務継続計画を運用するに当たって、情報収集、検討、具体的運用をワーキングチームに命じることができる。

(別紙2)

業務の分類（基本的な枠組み）

	家事部	少年部	事務局	
一般継続事務	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の受付、電話等の通信に関する事務 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・令状（臨検、捜索）に関する事務 ・保全に関する事務（特に緊急性の高いもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・観護措置に関する事務（令状に関する事務を含む。） ・少年審判（観護措置がとられている事件及び年迫事件）に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務（外部機関対応、会計事務、広報事務、管理事務等） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務 			
発生時継続事務以外の業務	第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・保全に関する事務（上記以外のもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 ・給与支給に関する事務 ・支払遅延に係る各種支払い事務 	
	第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・家事審判に関する事務 ・家事調停に関する事務 ・人事訴訟に関する事務 ・その他の家事事件に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年審判（観護措置がとられていない事件）に関する事務 ・その他の少年事件に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務
	第3順位		<ul style="list-style-type: none"> ・上記いずれにも該当しない総務、人事、会計等の事務 	

(注) 支部における取扱いも上記の枠組みに準ずる。

別紙3

新型インフルエンザ発生時の指揮命令系統(代行者の指名)

部課係等	権限者	代行者	
	所長	事務分配規程による代理者	
事務局	事務局長	事務局次長	
(総務課)	総務課長	総務課課長補佐	
(会計課)	会計課長	会計課課長補佐	
(人事課)	人事課	人事課長補佐	
家事部	家事首席書記官	家事次席書記官	
(家事訟廷)	家事訟廷管理官	家事訟廷副管理官	
(各係)	家事次席書記官 主任書記官	相互に代行	
少年部	少年首席書記官	少年次席管理官	
(少年訟廷)	少年次席書記官 少年訟廷管理官	相互に代行	
(各係)	主任書記官	相互に代行	
調査官室	首席家裁調査官	①次席家裁調査官(家事) ②次席家裁調査官(家事) ④次席家裁調査官(少年)	
(各係)	次席家裁調査官(家事, 少年) 総括主任家裁調査官	首席家裁調査官が指名する者	
	主任家裁調査官	家事, 少年ごとに相互に代行	
支部	支部長	事務分配規程による代理者	
	事務局次長	庶務課長	
	庶務課長	相互に代行	
	主任書記官		
	次席家裁調査官	相互に代行	
	総括主任家裁調査官		
	主任家裁調査官	家事, 少年ごとに相互に代行	

(注) 表中の代行者が代行できない場合は、それぞれ次の者が指名する者が代行する。

- | | |
|----------|-------------|
| ア 事務局 | 事務局長 |
| イ 家事部 | 家事首席書記官 |
| ウ 少年部 | 少年首席書記官 |
| エ 調査官室 | 首席家裁調査官 |
| オ 支部 | |
| ① 庶務課 | 事務局長 |
| ② 書記官(室) | 家事又は少年首席書記官 |
| ③ 調査官(室) | 首席家裁調査官 |

(別紙4-1)

業務継続のための必要人員（目安）

家事1部	最低必要人員	備考
官職等		
裁判官	1	
書記官	2	
調査官	1	
事務官	0	

家事2部	最低必要人員	備考
官職等		
裁判官	1	
書記官	2	
調査官	1	
事務官	0	

家事3部	最低必要人員	備考
官職等		
裁判官	1	
書記官	1	
事務官	0	

家事4部（人訴係）	最低必要人員	備考
官職等		
裁判官	1	
書記官	1	
調査官	0	
事務官	0	

家事4部（後見係）	最低必要人員	備考
官職等		
裁判官	1	
書記官	2	
調査官	1	
事務官	0	

家事訟廷（事件・記録）	最低必要人員	備考
官職等		
書記官	4	
事務官	2	

家事訟廷（庶務）	最低必要人員	備考
官職等		
書記官	1	
事務官	0	

業務継続のための必要人員（目安）

少年1部		
官職等	最低必要人員	備考
裁判官	1	
書記官	1	
調査官	1	
事務官	1	

少年2部		
官職等	最低必要人員	備考
裁判官	1	
書記官	2	
調査官	1	
事務官	1	

少年訟廷		
官職等	最低必要人員	備考
書記官	1	
事務官	1	

以上は各部ごとの目安であるが、感染拡大期、感染まん延期には家事部及び少年部でそれぞれ相互に応援態勢を取るため、必要最低人員の目安は家事1部から4部までで最低限裁判官1 書記官2 調査官1、家事訟廷で書記官4 事務官2とし、少年1部、2部で最低限裁判官1 書記官1 調査官1、少年訟廷で書記官1 事務官1とする。

業務継続のための必要人員（目安）

科学調査室		
官職等	最低必要人員	備考
調査官	1	

首席部調査室		
官職等	最低必要人員	備考
調査官	1	

総務課		
官職等	最低必要人員	備考
管理職	1	
係員	3	
医務室	1	

会計課		
官職等	最低必要人員	備考
管理職	0	
係員	3	
運転手	0	
守衛	0	

人事課		
官職等	最低必要人員	備考
管理職	1	
係員	2	

(別紙4-2)

業務継続のための必要人員（目安）

堺支部

家事部	最低必要人員	備考
官職等		
裁判官	1	
書記官	2	
調査官	2	
事務官	0	

少年部

少年部	最低必要人員	備考
官職等		
裁判官	1	
書記官	1	
調査官	2	
事務官	0	

訟廷事務室

訟廷事務室	最低必要人員	備考
官職等		
裁判官	0	
書記官	2	内1名は事務官でも可
事務官	0	

庶務課

庶務課	最低必要人員	備考
官職等		
事務官	1	

(別紙4－3)

業務継続のための必要人員（目安）

岸和田支部

家事書記官室・調査官室

官職等	最低必要人員	備考
裁判官	1	
書記官	2	
調査官	1	
事務官	0	